

報告第15号

訴訟提起に関する急施専決処分報告について（西成区役所関係）

面談強要行為等差止等請求事件の訴訟提起について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和4年9月13日

大阪市長 松 井 一 郎

提起の日、当事者及び事件名	事件概要
1 令和4年6月30日 2 原告 大阪市 被告 豊田 耕造 3 大阪地方裁判所 面談強要行為等差止等請求事件	被告は、本市に対して、被告が特定の本市職員に対して行った迷惑行為（以下「本件迷惑行為」という。）について自己の言い分を一方的に述べるために繰り返し架電し、又は面談を強要する等し、さらに、本件迷惑行為について本市及び本市職員に対して直接連絡することの差止めを求めて本市が行った仮処分命令申立て（以下「本件仮処分命令申立て」という。）を認める旨の決定がなされ、当該決定に係る被告による保全異議、保全抗告、許可抗告及び特別抗告の各申立て（以下「本件異議申立て等」という。）がいずれも認められなかった以降においても、引き続き本件迷惑行為、本件仮処分命令申立て及び本件異議申立て等（以下「本件対象事項」

という。)について自己の言い分を一方的に述べるために繰り返し架電し、又は面談を強要する等して、本市の平穏な業務遂行を妨害するため、本市は、被告に対し、本件対象事項について、本市及び本市職員に対して直接連絡することの差止めを求めて訴えを提起したものである。

(参考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市長村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略